

(別添2)

平成30年度小型家電リサイクルを中心とする各種リサイクル制度等の普及促進に関する取組検討業務仕様書

1. 業務の目的

平成28年11月、オリンピック・パラリンピック東京大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が、携帯電話をはじめとするリサイクル金属を活用した入賞メダルの作成（以下「みんなのメダルプロジェクト」という。）について、事業者提案を開始し、平成29年2月に事業協力者が選定され、小型家電リサイクル法に基づき回収されることが決まった。このリサイクルメダルの作成が実現すれば、我が国のリサイクル技術を国際的に発信することが可能である。今後、使われなくなった小型家電をリサイクルし、国民全員が参加したリサイクルメダルの作成を可及的速やかに実施するためには、東京オリンピック・パラリンピック（以下「東京五輪」という。）を契機とした広範な広報・普及啓発が求められている。これは、東京五輪を一度の契機として、突発的な普及啓発とするのでは無く、小型家電リサイクルの回収システムを根付かせ、それを東京五輪の「レガシー」として残し、この循環型社会システムの実現を国民1人1人の至上命題として共通目標とする必要がある。

また、小型家電リサイクル法に基づく基本方針に定められた回収目標量14万トン達成するには更なる回収量の拡大が必要となる。我が国で排出される小型家電は年間65万トンと推計されており、このうち約1割が回収されている状況であり、この2年間は回収量が頭打ちの状況である。小型家電リサイクルの回収主体は市町村であるが、市町村別に人口1人当たりの年間回収量を見ると、人口1人当たり1kg以上回収しているのは321市町村であるのに対し、100g以下は514市町村となるなど、市町村ごとにとり組結果が大きく異なるという課題がある。これらの課題に対し、各市町村の普及啓発に向けた取組だけでは無く、環境省が主体となって全国的な認知度向上を求める意見が市町村、認定事業者より寄せられている。制度の認知度の向上のため、「平成29年度小型家電リサイクルを中心とする各種リサイクル制度等の普及促進に関する取組検討業務」（以下「平成29年度普及啓発業務」という。）において、動画コンテンツを活用した広報や学校教育と連携した普及啓発を行った。

さらに、2015年9月に国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、目標のひとつに「2030年までに小売・消費レベルで世界全体の一人あたりの食料廃棄を半減させ、食品ロスを減量させる」とされている。日本の食品ロスの総量（平成26年度推計621万トン）は国連WFP（世界食糧計画）による世界全体の食糧援助量（320万トン）の約2倍あり、食品ロス削減・食品リサイクル推進のための普及啓発の重要性も高まっており、昨年10月には第1回食品ロス削減全国大会が開催されたところである。

以上より、本事業は、小型家電リサイクル法に関する情報発信を主軸として、食品

ロス削減など、広く国民へ各種リサイクル（3R全体含む）の認知度を向上させるとともに、行動に移すための取組を実施するものとする。

2. 業務の内容

下記の業務を実施するものとする。業務の成果物については、30年度以降に環境省が適宜増刷等及び環境省が承諾した者による二次使用が可能であるよう、権利関係を調整するとともに、最終印刷入稿データを環境省に提出するものとする。

業務に当たっては、小型家電リサイクル法が義務型でなく促進型制度であることへの理解促進を図り、適正排出への動機づけを行う内容であることを十分鑑みた上で、小型家電リサイクルの背景であるリサイクルの推進や資源確保等の観点に根ざし、本制度への理解及び実際のリサイクル行動を促すような普及啓発に取り組むこと。

なお、過去に制作した啓発ツールは下記の URL から参照できる。

【URL】 <http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/consumer.html>

具体的には、以下の内容を実施するものとし、請負者はそれぞれに必要な業務・経費を全て負担するものとする。加えて、内容を作成・編集するに当たっては、環境省担当官と十分な調整を行うこと。

(1) みんなのメダルプロジェクトについての周知方法の検討・実施

平成 29 年度普及啓発業務において、みんなのメダルプロジェクトを小型家電リサイクル制度由来の小型家電から作成するため、国民に対し、効果的な周知を図るための広報普及映像（15 秒程度）、企画広告記事の制作を行った。

環境省が制作を行ったコンテンツを活用し、小型家電リサイクル制度の認知度を向上させ、その効果を消費者アンケート等通じて定量的に把握すること。具体的には小型家電リサイクルの回収量の拡大の余地が大きい地域等へのメディアを活用した周知（テレビスポット広告（全国各地 23 都道府県程度、15 秒程度想定）、交通車内ビジョン広告（1 週間、首都圏の 1 鉄道会社程度想定）、地方新聞 5 紙程度等）や、特定の層向けのネット広告を行い、地方自治体及び消費者の制度参加促進を図る。

地方自治体等の継続利用が図られるよう、環境省が制作を行った普及啓発映像の著作権関係の調整を行い、地方自治体等が独自に地元アスリートを活用した映像などに一部変更したい場合、制作にあたり知見・ノウハウの提供等、サポートを最大 30 地方自治体まで実施すること。

メディアを活用した周知、掲載時期等については、小型家電リサイクル法の特徴を十分踏まえた上、みんなのメダルプロジェクトと有機的に結びつけ、環境省の政策として効果的な周知方法を検討し、環境省担当官と協議の上で実施すること。

(2) 市区町村と連携して小売店等を活用した PR イベント（小型家電イベント回収）の企画、運営

市区町村と連携して、多数の集客が望める地域の小売店等を拠点とした PR イベントの企画・運営を 10 箇所程度で行う。具体的には多数の国民の参加を得るための周知広報をメディア等と連携して実施し、併せて集客のインセンティブとなる企画・運営を行うこと。回収拠点の選定については環境省、市区町村と調整の上決定する。

なお、実施に当たっては、環境省の承諾を得た上で、業務の一部を再委任することも妨げない。

(3) エコライフ・フェア 2018（仮称）におけるイベント企画・運営

環境省が主催し、平成 30 年 6 月上旬に東京都渋谷区の代々木公園で開催予定の「エコライフ・フェア 2018(仮称)」において、一般来場者に対して効果的に 3R（小型家電リサイクルを含む）を伝えられるコンテンツ（ブース設置等）を環境省が別途契約予定の業者と連携して実施（企画及び運営）する。

昨年度のエコライフフェアの内容については下記の URL で確認出来る。

【URL】 http://www.ecolifefair.go.jp/past_report/2017/report_top.html

(4) 平成 27 年度に制作した環境教育プログラムを活用した小学校での試行授業実施
環境省が平成 27 年度普及啓発業務で制作した環境教育プログラムや展示用教材、パンフレット等を活用して、10 校程度の小学校で、全国に水平展開するための試行授業を実施する。

また、試行授業の水平展開例として、教科別研究会の全国大会（3 回程度）においてブース出展等を実施し試行授業の認知を図ること。作成した各種ツールの効果的な利用方法についての課題やポイントを吟味するとともに、同結果を踏まえて、ツールの使い方に関するガイドラインやカリキュラム案、リーフレット等を適宜、環境省担当官と協議の上、修正し全国に発信していくこと。

請負者において、リーフレットの作成・修正等（A4、2 頁、1,000 部程度）の他、参加者の理解を促す工夫をしたブースの企画出展・設営・撤収等や、試行授業の水平展開に係る一切の業務を行うこと。

なお、実施に当たっては、環境省の承諾を得た上で、業務の一部を再委任することも妨げない。

(5) 使用済小型家電のトレーサビリティ確保のための管理システムの運用、維持管理

市民が排出した使用済小型家電について、自治体ごとの回収量と再資源化された金属量を把握するためのシステムを平成 29 年度普及啓発業務で構築した。当該システムは市町村ごとの回収量と金、銀、銅、鉄、アルミ、ステンレス・真鍮、パラジウム等の再

資源化物を市町村担当者が確認できるシステムとして今後、運用、維持管理を実施する。そのため、東京五輪組織委員会が選定したみんなのメダルプロジェクトの事業協力者と連携して、システムの運用、維持管理をするものとする。

現在公開しているページは下記の URL から閲覧可能である。

【URL】 <http://www.toshi-kouzan.jp/>

なお、実施に当たっては、環境省の承諾を得た上で、業務の一部を再委任することも妨げない。

(6) 第2回食品ロス削減全国大会の企画、運営

10月に京都市で京都市主催（環境省共催）の食品ロス削減するためのシンポジウムを開催する予定である。自治体や事業者、消費者等、幅広く参加を呼びかけ（定員約500名の会場（京都大学百周年時計台記念館 大ホール）を予定）、食品ロス削減の取り組みが一層拡大するシンポジウムとなるよう、周知広報をメディア等と連携して実施し、併せて集客のインセンティブとなる企画・運営を行うこと。

また平成29年度普及啓発業務で制作した食品ロス削減のための普及啓発コンテンツ POP を小売店等と連携し、国民に対して効果的な周知を環境省担当官と協議の上、図ること。

なお、過去に制作した啓発ツールは下記の URL から参照できる。

【URL】 http://www.env.go.jp/recycle/food/07_keihatu_siryo.html

3. 業務履行期限

平成31年3月29日（金）まで

4. 成果物

- 紙媒体：報告書 10部（A4版100頁程度）
- 電子媒体：
 - ①報告書の電子データを収納したDVD-R2式
 - ②本業務で作成した啓発ツール等収納した電子媒体（DVD-R）1式報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。
- 提出場所：環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

5. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行

使しないものとする。

- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
 - (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
 - (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
 - (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
 - (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。
- (参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 小型家電リサイクル制度への参加が進んでいない地域の情報を希望する者は、以下の連絡先にあらかじめ連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。
連絡先 : 環境省 環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室
電話番号 03-5501-3153
- (3) 会議運営を含む業務
会議運営を含む業務にあつては、「環境物品等の調達に関する基本方針」(平成30年2月9日閣議決定。以下「基本方針」という。)の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」(平成 30 年 2 月 9 日閣議決定。以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」(基本方針 210 頁、表 3 参照)及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」(基本方針 211 頁、表 4 参照)を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Word2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14) 以降で作成したもの)
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

(1) 納品する成果物(研究・調査等の報告書)は、オープンデータ(二次利用可能な状態)として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL

からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<http://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<http://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

平成30年度小型家電リサイクルを中心とする各種リサイクル制度等の普及促進に関する取組検討業務に関する提案書作成・審査要領

環 境 省

本書は、「平成30年度小型家電リサイクルを中心とする各種リサイクル制度等の普及促進に関する取組検討業務」に関する提案書の作成・審査等の要領を提示するものである。

I 提案書作成要領

1. 提案書の構成及び作成方法

以下に、「平成30年度小型家電リサイクルを中心とする各種リサイクル制度等の普及促進に関する取組検討業務に関する提案書の評価基準表」（以下「評価基準表」という。）から「評価項目」及び「要求要件」を転載する。

評価項目			要 求 要 件
大項目	中項目	小項目	
0	仕様書の遵守		仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。
1	業務の基本方針		仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。
2	業務の実施方法		
	2. 1仕様書2. (1)の業務内容		みんなのメダルプロジェクトについての周知方法、小型家電リサイクル制度についての認知度の向上効果の把握や市町村及び消費者の制度参加促進の内容を具体的に提案すること。
	2. 2仕様書2. (2)の業務内容		小売店等を活用したPRイベント（小型家電イベント回収）において、多数の消費者の参加を得るための企画、運営の内容を具体的に提案すること。
	2. 3仕様書2. (3)の業務内容		平成30年6月上旬に東京都渋谷区の代々木公園で開催予定の「エコライフ・フェア2018(仮称)」において、一般来場者に対して効果的に3R（小型家電リサイクルを含む）を伝えられるコンテンツ（ブース設置等）内容を具体的に提案すること。
	2. 4仕様書2. (4)の業務内容		小学校での試行授業を実施するための水平展開（教科別研究会の大会におけるブース出展等含む）の内容を具体的に提案すること。
	2. 5仕様書2. (5)の業務内容		使用済小型家電のトレーサビリティ確保のための管理システムの運営、維持管理内容を具体的に提案すること。

	2. 6 仕様書 2. (6) の業務内容	第 2 回食品ロス削減全国大会の企画、運営、食品ロス削減のための普及啓発コンテンツの制作内容を具体的に提案すること。
3	業務の実施計画	仕様書に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。
4 業務の実施体制		
	4.1 執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。
	4.2 従事者の実績、能力、資格等	業務に従事する者の類似業務（広報業務、またはリサイクルに関する業務）の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。 また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。
5	組織の実績	過去に類似業務（広報業務、またはリサイクルに関する業務）の実績があれば、業務名、それぞれの概要等を記載すること。
6	組織の環境マネジメントシステム認証取得 状況	事業者の経営における事業所（本社等）において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度等のうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。 又は、現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在事業所（本社等）において環境マネジメントシステムを継続している場合は、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。
7	組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定等（えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定）の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書等の写し（内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し）を添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。

提案書は、上記評価項目に基づき、次に従って作成すること。

- 1) 「はじめに」の項を冒頭に設け、「本書は、平成 30 年度小型家電リサイクルを中心とする各種リサイクル制度等の普及促進に関する取組検討業務仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書その実

施計画書と位置づけて行うものとする。」と必ず記載すること。

このため、提案書の作成に当たっては、仕様書に反し、又は矛盾する事項がないか十分に点検すること。なお、提案書が仕様書に反し、又は矛盾すると認められたときは、評価項目「0 仕様書の遵守」に基づき、当該提案書は不合格となる。

- 2) 「はじめに」以下は、上記評価項目に従い「業務の基本方針」から「組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況」までの各評価項目を目次とし、それぞれの要求要件に基づき提案書を作成すること（別添様式参照）。記述上の必要性に応じ、各評価項目内を細分化して目次立てすることは差し支えない。
- 3) 提案書に詳細に記載するよりも添付資料を参照した方がわかりやすい事項については、提案書中に「△については、別添資料○参照」と記載して、資料添付を行うことは差し支えない。ただし、添付資料が大部にわたる場合は、必ずその要点を提案書中に記載すること。「評価項目」及び「要求要件」との関係が容易にわかり難い添付資料は、添付されなかったとみなすことがある。
- 4) 提案書は、難解な専門用語には注釈を付す等、専門家以外でも理解でき、審査可能なように平易な記述に努めること。

2. 提案書様式、提出部数等

提案書は、別添様式を踏まえて作成すること。記載上の必要に応じて様式を変更しても差し支えないが、様式の変更は必要最小限にとどめること。

提案書は、添付資料を含めて綴じ込んだ1式を7部提出すること。

環境省から連絡が取れるよう、提案書上に連絡先（電話番号、FAX番号及びメールアドレス）を記載すること。

3. 留意事項

落札した者が提出した提案書は、仕様書とともに原則としてそのまま契約書に添付され、本平成30年度小型家電リサイクルを中心とする各種リサイクル制度等の普及促進に関する取組検討業務の実施計画書になるものであり、確実に実施可能な内容として作成すること。提案書に従った履行がなされない場合は、債務不履行として契約解除及び損害賠償請求の事由となる。

II 提案書の審査及び落札決定の方法

1. 落札方式及び得点配分

1) 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2)によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 「評価基準表」中、必須とされた評価項目の基礎点をすべて獲得していること。

2) 総合評価点の計算方法

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点（満点200点）

*技術点は、環境省に設置する提案書審査委員会の各委員の採点結果の平均値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

価格点＝100×（1－入札価格÷予定価格）

*価格点は、上記式により数値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

3) 基礎点部分の採点

技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

4) 加点部分の採点

① 配点5点の場合、技術上の基準に基づき、

秀： 5点、

優： 4点、

良： 3点、

準良： 2点、

可： 1点、

不可： 0点、

の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

② 基礎点がある項目に係る加点部分の「不可：0点」とは、基礎点の基準は満たす（基礎点は得点）が、加点部分の基準をなんら満たさない場合である。

2. 提案書審査（技術点の採点）の手順

- 1) 入札資格を有する者から提出された提案書について、「評価基準表」に基づき、必須とされた項目の基礎点に係る評価を提案書審査委員会の各委員が行う。各委員の評価結果を同委員会で協議し、委員会において各必須項目毎に基礎点の獲得の可否を判断する。すべての必須項目の基礎点を獲得した提案書を合格（基礎点を付与）とし、それ以外の提案書は不合格とする。
- 2) 合格した提案書について、各委員毎に評価項目の加点部分の評価を行い、基礎点と合計した採点結果を記入する。各委員の採点結果を委員会で確認し、事実誤認等があった場合は、事後の採点の修正は公平性及び透明性を阻害するおそれがあることから集計から除外することとして取り扱う。確定した各委員の採点結果の技術点について、その平均値を算出する。

3. 落札決定

2. による技術点に、当該提案書に係る入札価格に基づく価格点を加算し、総合評価点を算出する。各提案書の総合評価点を比較し、最も高い数値を得た提案書の提出者を落札者とする。

「平成30年度小型家電リサイクルを中心とする各種リサイクル制度等の普及促進に関する取組検討業務」に関する提案書

提案書作成責任者

(株)〇〇 △△部□□課 ○〇〇〇
電話番号、FAX番号、メールアドレス

はじめに

本書は、平成30年度小型家電リサイクルを中心とする各種リサイクル制度等の普及促進に関する取組検討業務仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものとする。

1. 業務の基本方針

(作成注)

仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。

(注) A4版2枚以内とする。

2. 1 業務の実施方法 (仕様書2(1)関係)

(作成注)

みんなのメダルプロジェクトについての周知方法、小型家電リサイクル制度についての認知度の向上効果の把握や市町村及び消費者の制度参加促進の内容を具体的に提案すること。(A4版5枚以内)

(1)	
事項名	みんなのメダルプロジェクトについての周知方法の検討・実施

2. 2 業務の実施方法 (仕様書 2 (2) 関係)

(作成注)

小売店等を活用した PR イベント (小型家電イベント回収) において、多数の消費者の参加を得るための企画、運営の内容を具体的に提案すること。(A 4 版 5 枚以内)

(2)	
事項名	市区町村と連携して小売店等を活用した PR イベント (小型家電イベント回収) の企画、運営

2. 3 業務の実施方法 (仕様書 2 (3) 関係)

(作成注)

平成 30 年 6 月上旬に東京都渋谷区の代々木公園で開催予定の「エコライフ・フェア 2018(仮称)」において、一般来場者に対して効果的に 3R (小型家電リサイクルを含む) を伝えられるコンテンツ (ブース設置等) 内容を具体的に提案すること。(A 4 版 5 枚以内)

(3)	
事項名	エコライフ・フェア 2018 (仮称) におけるイベント企画・運営

2. 4 業務の実施方法 (仕様書 2 (4) 関係)

(作成注)

小学校での試行授業を実施するための水平展開 (教科別研究会の大会におけるブース出展等含む) の内容を具体的に提案すること。(A 4 版 5 枚以内)

(4)	
事項名	平成 27 年度に制作した環境教育プログラムを活用し小学校での試行授業実施

2. 5 業務の実施方法 (仕様書 2 (5) 関係)

(作成注)

使用済小型家電のトレーサビリティ確保のための管理システムの運営、維持管理内容を具体的に提案すること。(A 4 版 5 枚以内)

(5)	
事項名	使用済小型家電のトレーサビリティ確保のための管理システムの運営、維持管理

2. 6 業務の実施方法 (仕様書2(6)関係)

(作成注)

第2回食品ロス削減全国大会の企画、運営、食品ロス削減のための普及啓発コンテンツの制作内容を具体的に提案すること。(A4版5枚以内)

(6)	
事項名	第2回食品ロス削減全国大会の企画、運営

3. 業務の実施計画

(作成注)

仕様書に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。

時 期	内 容

(※) A 4版 1枚以内とする。

4. 業務の実施体制

4. 1 執行体制、役割分担等

(作成注)

業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。

氏名	役割	エフォート

(※) エフォート：担当者が本事業の実施に必要とする時間の配分率（％）。担当者の年間の全仕事時間を100％とする。

4. 2 従事者の実績、能力、資格等

(作成注)

業務に従事する者の類似業務（広報業務、またはリサイクルに関する業務）等の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。また、本業務に従事する主たる担当者の本業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。

(1) 本業務に従事する主たる担当者

氏名		生年月日	
所属・役職		経験年数（うち本業務の類似業務従事年数）	
		年（ 年）	
専門分野			
所有資格			
経歴（職歴／学位）			
所属学会			
類似業務の実績			
業務名	業務内容	履行期間	
		年 月～ 年 月	
主な手持ち業務の状況（平成29年 月 日現在 件）			
業務名	業務内容	履行期間	
		年 月～ 年 月	

(※) 業務内容の欄は概要を記入する。

(※) 手持ち業務の欄は契約金額が500万円以上のものを対象とする。

(※) 以下、複数人ある場合は同様の様式にて記入し、それぞれA4版1枚以内とする。

(2) 主たる担当者以外であって本業務に従事する者

氏名	所属・役職	専門分野	本業務に関する資格や経歴
類似業務の実績			
業務名	業務内容	履行期間	
		年 月～ 年 月	
所属学会			

(※) 業務内容の欄は概要を記入する。

(※) 手持ち業務の欄は契約金額が 500 万円以上のものを対象とする。

(※) 以下、複数人ある場合は同様の様式にて記入し、それぞれA 4 版 1 枚以内とする。

5. 組織の実績

(作成注)

過去に類似業務（広報業務、またはリサイクルに関する業務）の実績があれば、業務名、それぞれの概要等を記載すること。

業務名			
発注機関 (名称、所在地)			
(受託者名)			
(受託形態)			
履行期間			
業務の概要			
技術的特徴			
主たる担当者の従事の有無			

注1 本様式は、A4版4枚以内に記載すること。

注2 業務名は10件まで記載できるものとする。

注3 発注機関の受注形態欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注5 実績を証明するものとして、報告書の表紙の写し及び概要を添付すること。

6. 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステムを継続していない場合)

認証の有無：

認証の名称： (認証期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日)

注1 現在認証中である場合、証明書の写しを添付すること。

注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在事業所（本社等）において環境マネジメントシステムを継続している場合)

過去に受けていた認証の名称：

(認証期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日)

現在の環境マネジメントシステムの名称：

注1 過去に認証を受けた証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

注2 証明書および規則等は、事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得し、又は継続しているものに限る。

7. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認証の有無：	認証期間：
認証の名称：	
(認定段階：)	
(計画期間：平成○年○月○日～平成○年○月○日)	

- 注1 えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主（常時雇用する労働者が300人以下のもの）が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。
- 注2 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
- 注3 事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得しており、かつ、提案書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。
- 注4 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書（内閣府男女共同参画局長の押印があるもの）の写しを添付すること。

平成30年度小型家電リサイクルを中心とする各種リサイクル制度等の普及促進に関する取組検討業務に関する提案書の評価基準表

大項目	評価項目		要求要件	評価区分	得点配分			技術上の基準	
	中項目	小項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点
0	仕様書の遵守		仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。	必須	10	10	-	-	-
1	業務の基本方針		仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。	必須	5	5	-	-	-
2 業務の実施方法									
	2.1	仕様書2(1)の業務内容	みんなのメダルプロジェクトについての周知方法、小型家電リサイクル制度についての認知度の向上効果の把握や市町村及び消費者の制度参加促進の内容を具体的に提案すること。	必須	20	10	10	-	-
	2.2	仕様書2(2)の業務内容	小売店等を活用したPRイベント(小型家電イベント回収)において、多数の消費者の参加を得るための企画、運営の内容を具体的に提案すること。	必須	15	5	10	-	-
	2.3	仕様書2(3)の業務内容	平成30年6月上旬に東京都渋谷区の代々木公園で開催予定の「エコライフフェア2018(仮称)」において、一般来場者に対して効果的にPR(小型家電リサイクルを含む)を伝えられるコンテンツ(ブース設置等)内容を具体的に提案すること。	必須	15	5	10	-	-
	2.4	仕様書2(4)の業務内容	小学校での試行授業を実施するための水平展開(教科別研究会の大会におけるブース出張等含む)の内容を具体的に提案すること。	必須	15	5	10	-	-
	2.5	仕様書2(5)の業務内容	使用済小型家電のトレーサビリティ確保のための管理システムの運営、維持管理内容を具体的に提案すること。	必須	10	5	5	-	-
	2.7	仕様書2(6)の業務内容	第2回食品ロス削減大会全国大会の企画、運営、食品ロス削減のための普及啓発コンテンツの制作内容を具体的に提案すること。	必須	15	5	10	-	-
3	業務の実施計画		仕様書に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。	必須	5	5	-	-	-
4 業務の実施体制									
	4.1	執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。	必須	35	5	30	-	-
	4.2	従事者の実績、能力、資格等	業務に従事する者の類似業務(広報業務、またはリサイクルに関する業務)の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。 また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の持ち業務の状況を記載すること。	必須	40	10	30	-	-
5	組織の実績		過去に類似業務(広報業務、またはリサイクルに関する業務)の実績があれば、業務名、それぞれの概要等を記載すること。	任意	5	-	5	-	-
6	組織の環境マネジメントシステム認証取得状況		事業者の経営における事業所(本社等)において、ISO14001、エコアクション21、エコテラジ、地方公共団体による認証制度等のうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。 又は現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在事業所(本社等)において環境マネジメントシステムを継続している場合は、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等(写)を添付すること。	任意	5	-	5	-	-
7	組織のワークライフバランス等の推進に関する認定等取得状況		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。))に基づく認定等(えるぼし認定等、くるみん認定、プラチなくるみん認定、ユースエール認定)の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人(内閣府)については、その確認通知書の写し)を添付すること。 ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。	任意	5	-	5	-	-
					技術点 小計	200	70	130	
					価格点 総計	100		300	

基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点を得点とする。
 加点部分の採点は、配点5点の場合、技術上の基準に基づき、秀:5点、優:4点、良:3点、準良:2点、可:1点、不可:0点、の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。
 基礎点がある項目に係る加点部分の「不可:0点」とは、基礎点の基準は満たす(基礎点は得点)が、加点部分の基準をなら満たさない場合である。

女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定等)
 ・1段階目(※1) 2点
 ・2段階目(※1) 4点
 ・3段階目 5点
 ・行動計画(※2) 1点
 ※1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イの項目のうち、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。
 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)が努力義務より提出し、提案書提出時点で計画期間が満了していないものに限る。
 次世代法に基づく認定(くるみん認定・プラチなくるみん認定)
 ・くるみん認定 2点
 ・プラチなくるみん認定 4点
 若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点
 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。

(別添6)

◆環境マネジメントシステム認証制度の例◆

事業者が、その事業経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取組結果を確認・評価し、改善していくこと(環境保全の取組に係るPDCAサイクル)を「環境マネジメント」といい、そのための事業者内の体制・手続等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS)という。その主な例は以下のとおりであるが、他にも地方版のEMSや、運送事業者を対象としたグリーン経営認証制度などがある。

全国版EMS	ISO14001	エコアクション21	エコステージ
概要	ISO審査登録機関及び認定機関で構成。国際的に認められた第三者認証制度。1996年に制定。	環境省が策定した中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステム。2004年に開始。把握すべき環境負荷指標を特定しているほか、環境活動レポートの作成・公表を必須要件としている。	ISO14001取得前から取得後も含めた環境マネジメントシステム。5段階の認証ステージがある。エコステージ2はISO14001の要求事項を全て含んでおり、エコステージ2の認証を取得できれば、ISO14001に挑戦可能なレベルとなる。
事務局の母体となる団体	ISO(国際標準化機構)	持続性推進機構	エコステージ協会

地方版EMSの例:

北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)、青森環境マネジメントフォーラムAES、いわて環境マネジメントフォーラムIES、みちのくEMS、三重環境マネジメントシステム(M-EMS)、宝塚環境マネジメントシステム(TEMS)、神戸環境マネジメントシステム(KEMS)、京都環境マネジメントシステムスタンダード(KES)等